

学校給食費についてのお知らせ

海田町立小中学校における学校給食費は、令和4年4月から、保護者の皆さまの利便性の向上や適正な管理を目的として、町の予算に計上し管理する「公会計」制度に移行します。

1 お支払いいただく金額について

- ・1年間でお支払いいただく金額は、これまでと変更はありません。(値上がりはしていません。)
- ・1年間の学校給食費は、「1食当たりの単価×年間給食回数」により計算します。第1期～第9期までは定額をお支払いいただき、第10期で学校給食を実施した回数によって調整をします。
- ・納付金額の目安は次表のとおりです。最終的なお支払い金額は、別途お知らせします

学校区分	1食当たりの単価	月額(第1期～第9期)	月額(第10期)※
小学校	260円	5,200円	3,900円～6,500円
中学校	300円	6,000円	4,500円～7,500円

※)年間給食回数を195日～205日とした場合の目安です。実際にはこの金額を下回る場合も上回る場合もあります。

第10期(3月末)の納付額 = (1年間の学校給食費の金額) - (第1期～第9期までに納付した金額)

2 お支払い方法について

- ・学校給食費は、原則として口座振替による納付となります。
- ・口座振替手数料は、海田町が負担します。(保護者の方の負担はありません。)
- ・口座登録がお済みでない場合は、郵送する「納付書」により金融機関窓口等でお支払いください。
- ・学校給食費の口座振替日(納付期限)は年10回です。納付期限が土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納付	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期限	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日

◆口座振替が可能な金融機関◆

- ・広島銀行
- ・安芸農業協同組合
- ・もみじ銀行
- ・広島信用金庫
- ・広島県信用組合
- ・広島市信用組合
- ・信用組合広島商銀
- ・呉信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

3 提出していただく書類について

書類	対象者	留意事項
①海田町学校給食申込書 様式第1号	◆学校給食の提供を受ける方全員 ※食物アレルギー等の理由により学校給食を停止する方は提出不要です。その旨、学校へご相談ください。	・保護者の皆様が学校給食を申し込み、その学校給食費を支払うこと及び海田町がそれに基づき児童・生徒に学校給食を提供することを明記したものの(契約関係を明確にしたもの)です。 ・ <u>児童・生徒1人につき1枚提出してください。</u>
②海田町学校給食費口座振替依頼書	◆学校給食の提供を受ける方全員 ※1世帯につき、1口座のみ登録できます。	・学校給食費のお支払いは、原則、口座振替による納付をお願いします。 ・現在、学校給食費を口座振替によりお支払されている方も、改めて口座登録の手続きが必要です。 ・ <u>児童・生徒1人につき1枚提出してください。</u>
③海田町食物アレルギー等による学校給食費減額申請書 様式第2号	・飲用牛乳、主食(米飯、パン)について食物アレルギーのある方 ・乳糖不耐症で飲用牛乳を停止する方 ※後日学校から全ての保護者の方に対して、食物アレルギー等の有無に関する調査を行います。書類審査を実施し、学校の承認があった方のみ提出を受け付けます。	・食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳、主食(米飯、パン)の提供が1年を通して受けられない場合のみ、食べられない物に応じて学校給食費を減額します。
④海田町学校給食(変更・停止・再開)届 様式第3号	・町外へ転出される方 ・5日以上連続して欠席される方 ・住所、氏名等を変更される方 ・停止していた学校給食を再開される方 ・食物アレルギー等による減額対象者で、申請内容の変更をされる方	・ <u>変更等を希望する日の5日前(土日を除く。)までに提出してください。</u> ※申請が遅れた場合、欠席しても給食費を支払っていただく必要があります。 食物アレルギー等による減額申請の変更の場合、「食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出を求められます。

◆学校給食費公会計化に関するお問い合わせ◆

海田町教育委員会学校教育課 学校教育係

電話 082-823-9216 FAX 082-823-9256